

## ○利用者支援事業（特定型）H30.4.1～

■実施場所：保育課窓口

■実施日時：月曜日～金曜日（週5日） 9：00～17：00

■人員体制：2名配置（3名によるローテーション勤務）

（内訳） 再任用職員 × 1名（週4日）

嘱託職員 × 2名（週4日）

■業務内容

（1）相談対応業務

保育課窓口及び電話にて保育施設利用に関する相談、情報の提供、利用の支援

（2）情報集約業務

市内外の認可外保育施設（認証・ベビーホテル等）、幼稚園、認定こども園や一時保育、一時預かり等についての情報を収集、集約

（3）広報・啓発活動業務

市ホームページ、リーフレット、冊子等の媒体により積極的な広報・啓発活動、広く保護者等への周知

（4）待機児童の継続的支援業務

待機となった保護者等への個別支援、状況に応じた支援を実施。保育施設利用へつなげる。

（5）保育施設利用申請受付業務

個々の家庭状況やニーズに応じた保育施設の選択支援、必要な提出書類案内、入園までの準備等の情報提供、申請受付、審査、システム入力等業務

（6）支給認定に関する業務

支給認定の新規・変更・現況届の受付、審査、システム入力等

（7）その他所属長が指示した業務

■関係法令

（1）子ども子育て支援法（抜粋）

第4章 地域子ども・子育て支援事業

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

1 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業

2 以下略

（2）利用者支援事業実施要綱（内閣府・文部科学省・厚生労働省）

（特定型の目的）

待機児童の解消等を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施する。